

○王寺町まちづくり協議会の指定等に関する条例施行規則

令和 8 年 3 月 1 1 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、王寺町まちづくり協議会の指定等に関する条例（令和 8 年 3 月王寺町条例第 3 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地方自治法（昭和 2 2 年 4 月法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 9 の規定及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動区域)

第 2 条 条例第 2 条第 3 項第 1 号に規定する活動を行う区域は、原則として、その最小の範囲を地区自治連合会の区域とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(申請等)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による申請は、王寺町まちづくり協議会指定申請書（様式第 1 号）によりしなければならない。

2 条例第 4 条第 1 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 2 条の 5 の 2 及び条例第 2 条第 2 項第 5 号に規定する内容を含む規約等

(2) 設立時の構成団体及び役員の名簿（規約等に記載されている場合は除く。）

(3) まちづくりに関する計画書

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前項第 3 号に規定するまちづくりに関する計画書に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) まちづくりを実施する区域における現状と課題

(2) まちづくりの目標

(3) まちづくりの方針

(4) 計画の実施期間

(5) 実施する事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

4 町長は、第 1 項の申請による指定を決定したときは、王寺町まちづくり協議会指定通知書（様式第 2 号）により、当該団体に通知するものとする。

5 条例第 4 条第 2 項に規定する記載事項に変更があったときは、王寺町まちづくり協議会記載事項変更届出書（様式第 3 号）に変更の

あつた書類を添付してしなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

6 条例第4条第2項に規定する解散をしたときは、解散時に代表者であつた者が、王寺町まちづくり協議会解散届出書（様式第4号）に解散したことを証する書類を添付してしなければならない。

（指定取消し）

第4条 町長は、条例第6条の規定により指定を取り消したときは、その旨を王寺町まちづくり協議会指定取消し通知書（様式第5号）により、当該団体に通知するものとする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

王寺町長 様

協議会の名称  
代表者氏名

王寺町まちづくり協議会指定申請書

王寺町まちづくり協議会の指定等に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、まちづくり協議会の指定について、次のとおり申請します。

協議会の名称

設立年月日

活動区域

（添付資料）

- (1) 規約等
- (2) 設立時の構成員（団体）及び役員の名簿
- (3) まちづくりに関する計画書
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

協議会の名称  
代表者氏名 様

王寺町長

王寺町まちづくり協議会指定通知書

年 月 日付けで申請のあったまちづくり協議会の指定申請について、王寺町まちづくり協議会の指定等に関する条例施行規則第3条第4項の規定により、まちづくり協議会の指定をしましたので通知します。

協議会の名称

指定年月日

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

王寺町長 様

協議会の名称  
代表者氏名

王寺町まちづくり協議会記載事項変更届出書

王寺町まちづくり協議会の指定等に関する条例施行規則第3条第5項の規定により、記載事項に変更があったので届け出ます。

（添付資料）変更があった資料のみ添付

- (1) 規約等
- (2) まちづくりに関する計画書
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

王寺町長 様

協議会の名称  
代表者氏名

王寺町まちづくり協議会解散届出書

王寺町まちづくり協議会の指定等に関する条例施行規則第3条第6項の規定により、本会を解散したので届け出ます。

（添付資料）

- (1) 規約等
- (2) 解散理由
- (3) 解散年月日
- (4) 解散する意思決定を行ったことを証する書類

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

協議会の名称  
代表者氏名 様

王寺町長

王寺町まちづくり協議会指定取消し通知書

王寺町まちづくり協議会の指定等に関する条例第6条第1項の規定により、まちづくり協議会の指定を取り消しましたので、通知します。

（理 由）  
○○・・・。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、王寺町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 号 (第 3 条関係)  
様式第 2 号 (第 3 条関係)  
様式第 3 号 (第 3 条関係)  
様式第 4 号 (第 3 条関係)  
様式第 5 号 (第 4 条関係)